

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	茨城県牛久市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	センターと別部門での中核機関、計画策定、受任調整、一次相談窓口への研修		

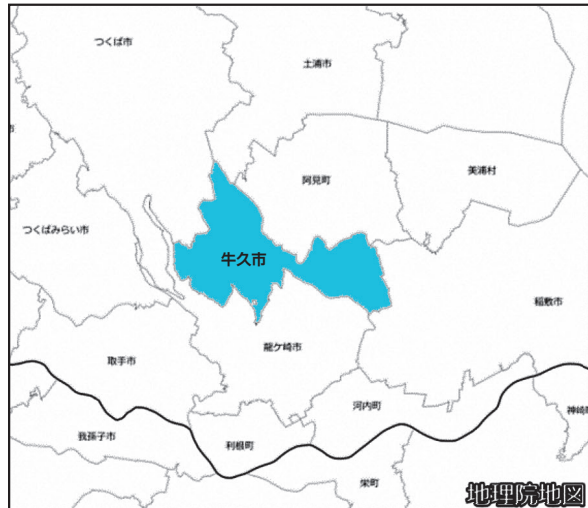
計画・中核機関整備を契機にコーディネート機能を充実

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	85,076人
面 積	58.92km ²
高齢化率	28.06%
地域包括支援センター	1 か所
日常生活自立支援事業利用者数	28人
障害者相談支援事業所	8か所
療育手帳所持者数	535人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	531人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
81人	67人	9人	4人	1人

（2018（H30）年12月末時点）

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	1件	0件	4件	
内 高 齢 者	0件	0件	3件	
内 障 害 者	1件	0件	1件	

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
37人	2人	1人	11人

（2018（H30）年度末時点）

3. 事例のポイント

▶地域福祉計画の別冊として

成年後見制度利用促進計画を策定

地域福祉計画中間見直しの時期がきたので、成年後見制度利用促進計画を合わせて整備することを市が決定し、地域福祉計画の別冊として成年後見制度利用促進計画を策定。

▶一次相談事業所向け研修を展開

「一次相談事業所」として包括、障害者相談支援事業所、社協の成年後見サポートセンター等を位置づけ。適切な相談対応、相談ケースの制度利用の必要性判断のため、一次相談事業所に対する研修を展開。

▶成年後見人等候補者調整会議を開催

制度利用が必要と判断され、候補者が不在の場合、「成年後見人等候補者調整会議」にて適切な候補者の推薦を実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
他制度との連携	受任調整会議
市町村長申立	推薦 後見人候補者
市民後見人養成	親族申立の 相談・支援
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	親族後見人支援
補助・保佐の	モニタリング・ バックアップ
任意後見制度	意思決定支援
個人情報保護の 取り扱い	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 連携
不正防止（効果）	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2011（H23）年	市社協が成年後見サポートセンターを整備（市補助事業）。
2012（H24）年	成年後見サポートセンターにて市民後見人の養成を開始。
2018（H30）年	成年後見制度利用促進計画の策定・中核機関の整備に向けた検討を開始。 Point 1
2019（H31）年	地域福祉計画の別冊として、成年後見制度利用促進計画を策定。 茨城県内初の中核機関を整備。 Point 2



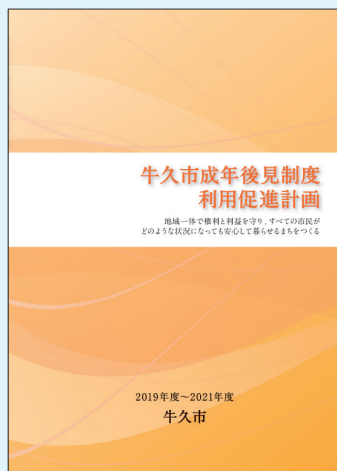
POINT



Point 1

国の「基本計画」や「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」等の情報をもとに、成年後見サポートセンターを有する社協と行政で、牛久市における今後の展開について、協議していました。

2018（H30）年度、社会福祉課が中心となり地域福祉計画の中間見直しの際に、高齢福祉課の協力の元、地域福祉計画の別冊として、成年後見制度利用促進計画を整備することになりました。



Point 2

中核機関委託事業計画では、特に中核機関の役割として、専門職による専門的助言等の支援の確保、協議会の事務局など、地域連携ネットワークの「コーディネート機能」を担う側面が打ち出されました。

中核機関設置前、成年後見サポートセンターではどんな取組を行っていましたか？

牛久市社協では、市の補助事業として牛久市成年後見サポートセンターを立ち上げ、成年後見制度に関する福祉関係者や金融機関等への広報・啓発や、相談対応、市民後見人の養成とフォローアップ、法人後見事業の実施等を行ってきました。

中核機関は、コーディネート機能を担う別部門として市から委託を受けました。同じ社協内にありますが、成年後見サポートセンターは、一次相談窓口や法人後見等実務を担う活動を行っています。



Ⅲ. 牛久市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

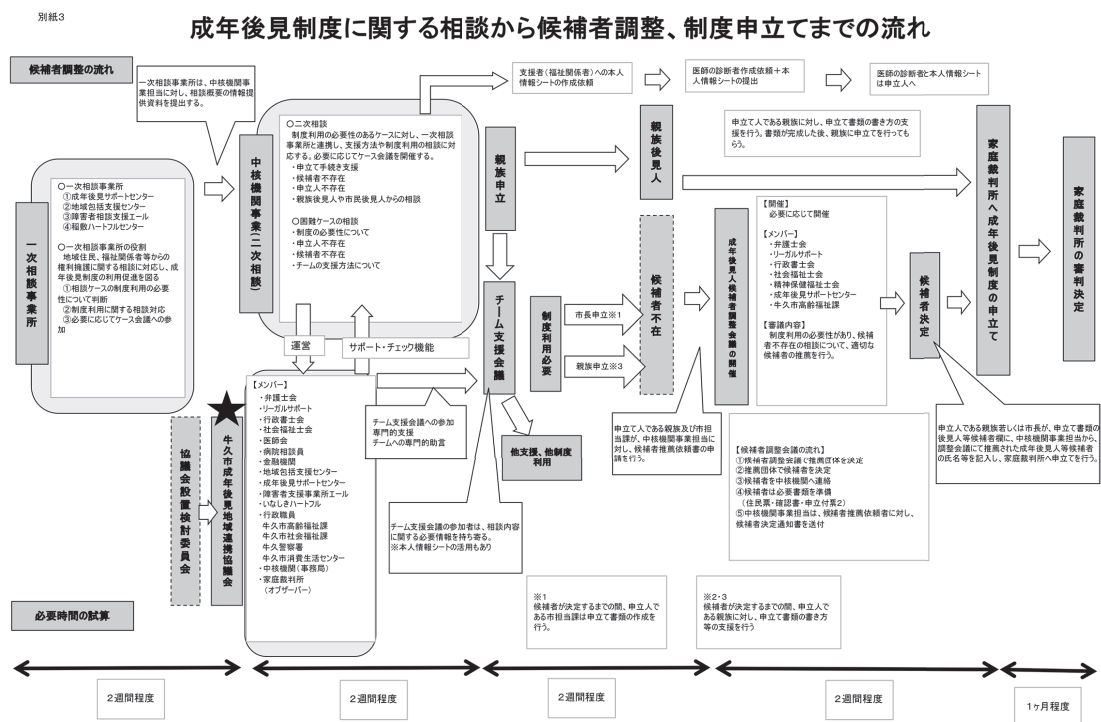
社協への委託 により中核機関の整備を行いました。担当者は、市社協の職員2名（うち1名が社会福祉士）です。

「平成31年度成年後見制度利用促進に伴う中核機関委託事業計画」に基づく業務内容は以下のとおりです。

- (1)地域連携ネットワークの構築事業
- (2)広報事業
- (3)相談事業

- (4)成年後見制度利用促進事業
- (5)後見人支援事業
- (6)不正防止効果の取り組みに向けた事業（箱物の新設ではなく、事業として委託）

なお、牛久市社協内にあるものの、中核機関と別部門で実施している成年後見サポートセンターは、相談支援業務（一次相談）、法人後見業務・法人後見監督業務、日常生活自立支援事業、支援員の養成等を担い、中核機関と連携しています。



2. 一次相談事業所と中核機関（二次相談）の連携

牛久市における中核機関の体制整備の特徴として、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、成年後見サポートセンター等、身近な地域にある相談窓口を、「一次相談事業所」として位置づけていることがあげられます。

一次相談窓口の役割として、地域住民、福祉関係者等からの権利擁護に関する相談に対応し、制度利用の必要性を判断し、必要な場合に、チーム支援会議へ参加すること等が挙げられています。

中核機関は二次相談を担い、制度利用の必要性

のあるケース、困難ケース等について、支援方法や制度利用の相談に対応しています。

一次相談事業所と中核機関の連携に向け、中核機関では一次相談事業所向けの2日間の研修カリキュラムを実施しました。研修内容は、成年後見

一次相談事業所向け研修カリキュラム

1日目

科目	目的	内容	時間
①成年後見制度利用促進計画と中核機関	国や市が策定した成年後見制度利用促進計画の内容、中核機関の必要性やその役割について認識し、成年後見制度を取り巻く社会状況の変化を理解する	・成年後見制度の概況 ・成年後見制度利用促進計画 ・地域連携ネットワーク ・中核機関の役割 等	20分
②中核機関と一次相談事業所の連携と期待される役割	中核機関と一次相談事業所の連携の必要性について認識し、一次相談事業所として期待される役割を理解する	・中核機関の概要 ・一次相談事業所の概要 ・一次相談事業所の役割 ・中核機関との連携	70分
③成年後見制度の概要 vol.1	成年後見制度の概要を正しく理解するため、制度の仕組み、法定後見制度、任意後見制度、後見人の役割、申立手続きの流れについて学ぶ	・権利擁護の必要性 ・制度の仕組み ・法定後見制度	30分

制度の概要、成年後見制度利用促進と中核機関のほか、本人情報シート、事例を通じた実務理解等が含まれています。2019（H31）年度は20事業所より59名が参加しました。

2日目

科目	目的	内容	時間
④成年後見制度の概要 vol.2	成年後見制度の概要を正しく理解するため、制度の仕組み、法定後見制度、任意後見制度、後見人の役割、申立手続きの流れについて学ぶ	・任意後見制度 ・申立手続きの流れ ・後見人の役割 等	40分
⑤本人情報シート	制度申立てに必要な診断書を医師に依頼する際、医師への情報提供として新たに活用されることになった本人情報シートの書き方などを学ぶ	・導入経緯 ・作成者 ・活用方法	20分
⑥成年後見につながった事例	市長申立てを中心に成年後見制度に繋がった事例を紹介し、市長申立てや成年後見制度の利用について理解する	・市長申立ての事例（認知症事例） ・障害者事例	30分

3. 成年後見人等候補者調整会議を開催

中核機関が整備されてから、成年後見制度の利用が必要と判断されたケースで候補者が不在の場合、「成年後見人等候補者調整会議」にて適切な候補者の推薦を行う仕組みを新たに整えました。調整の流れは、まず会議で推薦団体を決定し、推

薦団体が候補者を決定・中核機関に連絡するというものです。

候補者調整会議では、専門職団体、行政、社協等がメンバーとなっています。開催回数は定期開催が年4回、その他随時開催しています。

担当者より

国の計画で整備する年度も定められており、実施しなければいけない取組です。いずれ行うのであれば、地域の権利擁護支援のため、前向きに取り組んだほうがよいと思われます。

制度を必要としている人の相談・ニーズをしっかりと拾い上げられるような体制整備に取り組んでいきたいと考えています。



■参考URL 連絡先

牛久市保健福祉部高齢福祉課
TEL：029-873-2111

牛久市社会福祉協議会 地域福祉担当（中核機関）
TEL：029-871-1295